

國學院大學学術情報リポジトリ

幕末・維新时期における馬事儀礼とその受容：
特集明治と文化

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高見澤, 美紀 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001750

幕末・維新期における馬事儀礼とその受容

高見澤 美 紀

はじめに

武家政権たる江戸幕府において、馬は武威を示すものであり、刀とともに武士を表象するものであった⁽¹⁾。これは武家諸法度において「一、文武弓馬之道、專可相嗜事⁽²⁾」とあることから明らかであろう。ゆえに格式と序列が可視化される幕府の儀礼⁽³⁾において、太刀・馬の献上と下賜は重要な場面となりえた。また幕府にはこうした儀礼を支えるものとして、馬預・馬方といった役職が設けられ、東北諸藩からの馬の買入⁽⁴⁾や房総・駿河に存在した幕府の牧場での馬産⁽⁵⁾に関わった。

一方、時代が下るにつれて都市集住の武士にとって馬の保持・飼育は困難となり、特に下級武士と実際の馬は乖離⁽⁶⁾していくなか、一部の大名らを除いて多くの馬献上が馬代と称して金銀上納へ移行していった。しかし、一部ではあ

るが実際の馬を用いる儀礼が幕末・維新期に至るまで存続し、また同時期に新たに執り行われる場合すらあった。

本稿では幕末から維新期にかけて特に実際の馬が用いられた儀礼を取り上げ、こうした馬事儀礼が具体的にどのように行われたのかを史料から明らかにし、またその意義を考えていきたい。

一、幕府厩方役人と『御馬帳』・『御馬掛書拔』にみる馬事儀礼

はじめに、幕府の馬に関わる役職、厩方役人について整理しておきたい。⁽¹⁰⁾ 支配管掌は若年寄で、多くが世襲制であり、まずは馬方見習（役扶持一五人扶持もしくは七人扶持）として召し出された。諏訪部氏・村松氏・鶴見氏・曲木氏ら馬預（二〇〇俵高・役扶持一五人扶持、以下同）は江戸城内外の厩馬を、支配之者である馬乗（五〇俵三人扶持）・口組頭（三〇俵二人扶持）・口之者（二〇俵二人扶持）・馬飼（一〇俵二人扶持）・爪髪役（三〇俵二人扶持）・馬飼小頭（二三俵二人扶持）とともに管理した。中でも諏訪部氏・村松氏は將軍の乗馬を預る召馬預⁽¹¹⁾として焼火間詰、三百俵高・役料二百俵を支給された。馬方は馬預の下にあり、焼火間詰、高二〇〇俵・役料一五人扶持、または高一〇〇俵・五人扶持で四人からなる。馬医は焼火間詰、高二〇〇俵で、桑島氏・落合氏がこれにあたった。なお、厩方役人は役職就任時に勤務に関する誓紙を幕府に提出している。

〔史料1〕⁽¹²⁾

起請文前書

一御馬共御預ケ被成候、弥 御為第一奉存 御後闇儀不仕、万事入念御役儀相勤可申事、

一 御一門方を始、諸大名・諸傍輩者不及申、雖為親類縁者以惡心一味同心仕間敷事、

一 不依誰人以計策惡事相頼族於有之者不移時刻可申上事、

一 御馬共及心中程入念仕立可申候、勿論他所之者ニ為乗申間敷事、飼料等猥ニ無之請取払随分入念可申事、

附 御馬持方等精を出し、支配之者江茂堅可申付事、

一 御馬被為 召候ニ付罷出候共 御前御様子及見及聞候通、他人者不及申、縦親子兄弟・知音之好たりといふ共他言仕間敷候、尤御隱密かましき儀是又他言仕間敷事、

一 御用立申間敷御馬者遂吟味伺候而御払可仕候、病馬痛馬有之節者養育之儀随分入念可申事、

一 御馬買ニ被遣候節、且又野馬捕罷越候時分、私奢不仕無依怙最賈勿論非儀申掛間敷候、右就御用金銀米錢衣類諸道具酒肴等何ニ而茂一切受用仕間敷候、支配之者并召仕之者迄茂誓詞仕らせ、此旨堅可申付候、但其所之守護より取来候音物者跡々之通受用可仕事、

附 一同ニ被遣候同役中惡敷不仕遂相談私之申分を不立可然方ニ落着可仕候、且又野馬捕役人共仕様不宜儀及見聞候者有躰ニ可申上事、

一 御馬代付仕候節及見候通不殘心底申出可然方ニ相極可申候、若直段究かたき茂御座候ハ、馬口旁共江入札申付、其上以相談相極可申事、

附 自分之儀者不及申、誰人頼申候共御馬之外買求候儀一切仕間敷候、自今以後幾度御馬買・野馬捕ニ被遣候共、先条之通違背仕間敷事、

一 前々被 仰出候御条目者勿論、自今以後被 仰出候御法度書・壁書等堅可相守事、
右条々雖為一事於致違犯者

罰文

文久四年二月十一日

井上河内守殿

菊池伊予守殿

渡辺半十郎

〔史料1〕は文久四（一八六四）年二月十一日に馬預渡辺半十郎から老中井上河内守正直・大目付菊池伊予守隆吉に對して出された誓紙である。万事入念に役儀を勤めること、勤務において知りえた事を他言しないことといった一般的な内容とともに、馬の入念な仕立てを行うこと、他者を乗せないこと、御用に立たない馬の処分、馬の買入・野馬捕時の非儀の禁止、馬代金の決定といった厩方役人としての勤務実態がうかがえる。

ところで、彼ら厩方役人が実際にどの厩でどれほどの馬を管理していたのか、嘉永四（一八五二）年から元治元（一八六四）年五月頃までに江戸城厩に牽き入れた馬の台帳である『御馬帳』〔表1〕から見ておきたい。江戸城厩で

【表1】江戸城厩の定数と繫養馬数

御厩		御馬預		御厩定数		繫養数		拝領馬		献上馬		内献上馬		買入馬		牧場上馬		不明	
神田橋外御厩	渡辺半十郎	曲木仙之助	36	36 (5)	27 (29)	36 (37)	7	0	4	0	3	6	10	12	3	2	0	0	0
	鶴見七左衛門																		
新シ橋外御厩	村松静之助	大武藤助	7	8	0	3	6	20	1	1	0	3	2	0	0	0	0	1	0
	都筑藤右衛門																		
西御丸下御厩	諏訪部鎮次郎	79 (10)	75 (77)	1	50	3	17	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都筑藤右衛門																		

国立公文書館内閣文庫所蔵『御馬帳』より作成

*御厩定数の（）は外繫数

*繫養数は馬短冊明細の実数、（）は合計数として記載されている数字

最大規模を持つのは諏訪部氏管轄の西丸下厩で、七九疋に外繫一〇疋、合計八九疋が繫養可能な厩である。厩の建築の詳細は不明だが、西丸下旧厩のうち一棟について明治六（一八七三）年段階の厩内部が知れる【図1】⁽¹⁶⁾。二方に大戸二枚の出入り口を持つ土間を中央に、一方に一一疋分の板敷きの繫養スペースが設けられ、一方には竹床の間と板の間、押入と上間を持つ二部屋が設えられている。幕府から工部省へ移管後の改修の有無は不明だが、概ね同様の内部構造であったのではないかとすると、西丸下厩には七〇八棟の厩と屋外繫養施設、飼葉置場といった付随する建物があったと考えられる。ここに元治元年当時七七疋の繫養馬があった⁽¹⁷⁾。次いで村松氏が管轄する六五疋建の雉子橋厩だが、繫養数は定数の五割ほどである。そして鶴見氏管轄の新シ橋厩、曲木氏管轄の神田橋外厩がそれぞれ三六疋建（新シ橋厩はほかに外繫五疋）となっており、江戸城厩の定数は屋外繫養一五疋分を含み計二二一疋であった。実際の繫養数は一七七疋で定数の八割ほどが埋まっていた。これらの繫養馬はその多くが諸大名からの献上馬であり、また東北諸藩からの買入馬も少なくなかった。一方で幕府自らが持つ牧場からの上げ馬は、その体格や調教の難しさから繫養はわずか一一疋にとどまっている。

ではこうした繫養馬はどのような儀礼の場で用いられたのだろうか。『御馬掛書拔』の記述からみておこう。『御馬掛書拔』は安政四（一八五七）年⁽¹⁸⁾に御馬掛右筆が作成した、若年寄・目付らと馬預との文書でのやり取りを書きとめたものである。内容としては、①御召初、②御馬飼冬切米取越願書、③暇二付被下御馬、④馬献上伺書、⑤仙台馬喰馬上覧、⑥諸士馬預替⁽¹⁹⁾、⑦馬喰頭へ被下馬伺、⑧御払馬入札伺、⑨八朔進献馬、⑩日光進献馬、⑪馬預支配之者願書・伺書類（養子・抱入・見習・増扶持方等）、⑫諸士遠馬につき達（嘉永元（一八四八）年、安政三年・四年）、⑬馬預願書・伺書（任免・隠居・席次等）、⑭馬献上名前書、⑮馬直段高騰につき触書（天保十三（一八四二）年五月）となっている。⁽²¹⁾

②と⑥・⑧・⑪・⑬・⑮については厩方事務と幕府達・触に関するものであるため、具体的な検討はここで

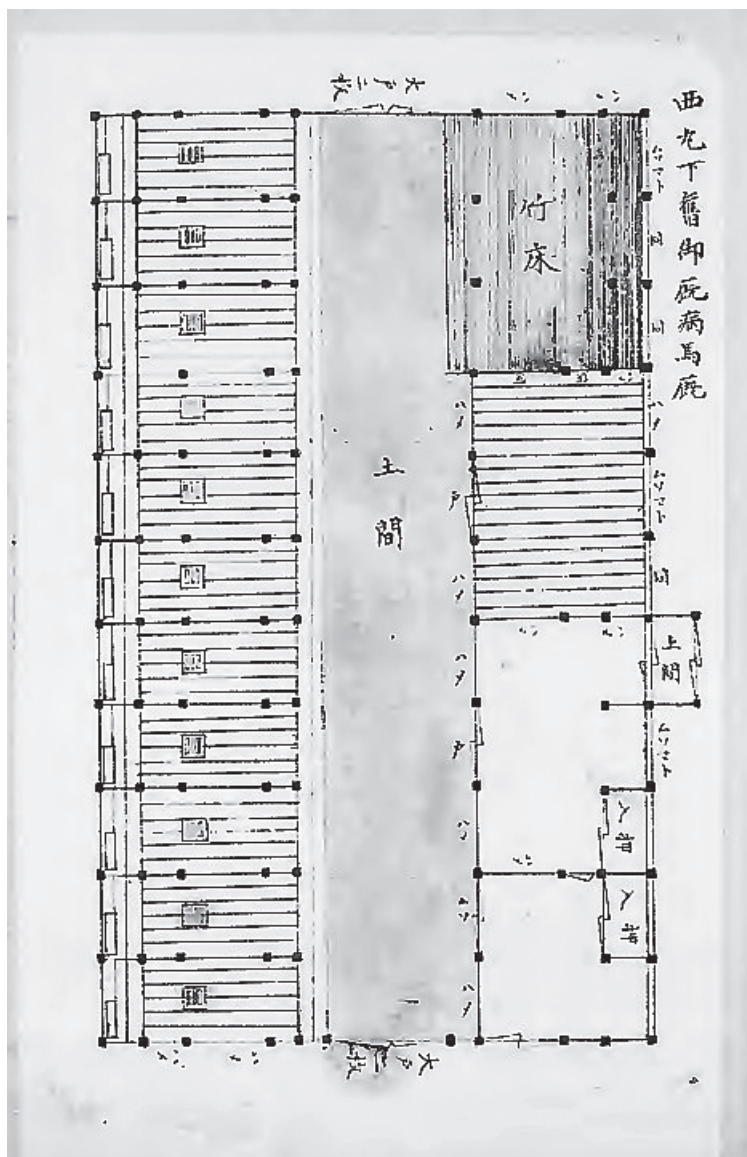


図1 西丸下殿内部構造

(国立公文書館所蔵『太政類典』第二編(太 00244100)「西丸下旧御殿宮内省へ交付」より)

は割愛する。

まず、幕府への馬献上に関する記述だが、⑭には定例の馬献上を行う大名松平陸奥守（仙台藩）・佐竹右京大夫（秋田藩）・南部信濃守（南部藩）をはじめとする二四名の名前が献上年別に列記される。⁽²²⁾また④には例年献上のほかに行う五疋の献上について、仙台藩からの伺書が留められており、こうした献上に対する指図も厩方において行われていたことが分かる。また⑤は仙台藩・南部藩からの幕府買入馬上覧⁽²³⁾に関するものである。仙台馬・南部馬の上覧は例年吹上の御花壇馬場にて行われ、当日五半時（午前九時ころ）には馬披露の準備を始めるよう若年寄から諏訪部氏に對し仰せ渡されている。この時繫養先も決定されるためであろう、前述の『御馬帳』を翌朝江戸城へ持参するよう求められてもいる。献上馬とともに江戸城厩の繫養馬形成の一端を担ったものである。一方幕臣等への下賜については暇に對する下賜③⁽²⁴⁾と馬喰頭への例年の下賜⑦について記述がある。③のうち尾張藩主の暇に對する下賜について史料から見えておこう。

〔史料2〕

一尾張殿并供之家老江被遣被下御馬被仰渡之御書付

諏訪部弥三郎江

御暇ニ付被遣被下御馬

岩泉 青

諏訪部弥三郎御預

松山 栃栗毛

同人御預

尾張中納言殿

三戸 鹿毛

同人御預

右今晚九半時、尾張殿江其方為牽可相越候、尤御鷹匠頭可被談候、

(中 略)

一被下御馬御見分、右京亮殿江御日限奉伺候節御書取、

覚

明後十日、諏訪部弥三郎御厩被為見分退出方相越候事、

三月八日

ここでは尾張藩主に対して三疋の馬が下賜されるのだが、この馬は若年寄酒井右京亮忠毗の見分を経たものであることが分かる。また、馬預の諏訪部弥三郎が直接この馬を九半時(午前一時頃)に牽いていくことが仰せ渡されており、馬下賜の具体的な手順が見てとれる。また別の暇での下賜馬について、いつ誰から献上された馬であるかが明記されており、このように献上馬が別の大名に下賜されることで江戸城厩の繋養馬は常に入れ替わっていたのである。

年中儀礼としては安政四年正月に五十三間馬場で行われた將軍の乗馬初めである御召初(①)の記述があるが、準備や降雪のため三日の予定を延期する旨等の連絡に終始し、儀式内の具体的な動向は不明である。なお御召初が済んだのちには馬預は登城し、右筆部屋縁頬において諏訪部氏に時服三つ、その他の馬預は時服二つずつの拝領が行われている。

さらに八月一日に行われる八朔^⑨は江戸幕府にとって重要な儀礼の一つであるが、ここでの八朔儀礼は江戸城内でのものではない。⑨の八朔進献馬と⑩の日光進献馬についての記述は、幕府から贈られる献上馬に関するものである。⑩は日光東照宮に対する神馬献上であるが、⑨は朝廷への献上馬であった。次節で朝廷に対する八朔での馬献上について詳しく見ていきたい。

二、八朔儀礼での朝廷に対する馬献上

八朔は平安時代には見られ、室町幕府では公式行事として広く馬・太刀の贈答が行われた。この儀礼は豊臣秀吉も継承し、武家・公家から参賀の使者をうけた。こうした中で一般に八朔が浸透し、正当な権力者への主體的な拝謁を求める動きを江戸幕府も受け入れ、継承し、大名など家臣に拝謁行為を求める規式として恒例化したとされる。加えて徳川氏の関東入国の祝日としての歴史認識が定着し、幕府にとって重要な儀礼となっていた。^{②⑦}しかし、この贈答儀礼は前述したとおり、太刀と目録によって行われ、実際の馬のやり取りは江戸城においては見られない。^{②⑧}

一方、朝廷への八朔太刀馬進献については、京都所司代就任に際して出される老中連署奉書に次のように見える。

〔史料3〕^{②⑨}

覚

一上使参 内并八朔御太刀御馬 御進献之節之儀者可任近例事、

一公家門跡方領知之公事訴訟等両伝 奏より長門守迄相達せらるゝにおゐて者宜有裁断事、

一兩伝 奏江 上使振舞之節、長門守相伴に被相越候儀者無用ニ候、勿論堂上方・門跡方江振舞之儀茂右同断之事、

一二条御藏御金入置候處、二條御定番并東西御門番之頭立合封印可付置事、

一上方諸役人、江戸江參上之儀其外何ニ而茂願之儀如先規長門守江伺之、長門守より言上候様ニ可被仕事、

一山城・大和・近江・丹波四ヶ国之公事訴訟等町奉行僉議之次第長門守可承之、若町奉行所ニ而相決かたき事、

又者重き儀者長門守宅ニおゐて町奉行或伏見奉行寄合之上裁許あるへき事、

一耶蘇宗門堅為御制禁之間、弥入念町奉行可相改事、

一京都伏見之町々居住之浪人等、先例ニ任せて沙汰有へき事、

一女手形之儀、堂上方并御直參之面々ハ長門守可被出之、京都町中・山城・丹波・近江國中より出候分者町奉行手形可出之、長門守在江戸之節ハ堂上方并御直參之面々先規之通町奉行可出之候、且又西国筋より罷下候

分者長門守可被出之候、長門守在江戸之時者跡々之通町奉行より手形可出之事、

一火事出来之節 御所方并二条御城於近辺者長門守茂被罷出、其外之所々江者町奉行一人相越、長門守ハ家

来并与力同心之者計可被出之、但及大火候ハ、町奉行兩人共に罷出、長門守茂見合次第可被罷出事、

右条々達 上聞、書面之通被 仰出候間、可被得其意候、以上、

文久三年十月廿三日 有馬遠江守

牧野備前守

井上河内守

板倉周防守

水野和泉守

酒井雅楽頭

稲葉長門守殿

これは文久三（一八六三）年六月に京都所司代に就任した稲葉長門守正邦⁽³⁰⁾に対して、有馬遠江守道純⁽³¹⁾ら老中が出したものであるが、京都所司代としての勤務に際し、その一条目に「上使参内并八朔御太刀御馬御進献之節之儀」について、近例同様に取引計らうよう求めている。元治元（一八六四）年、松平越中守定敬⁽³²⁾の京都所司代就任時にも同文言での奉書が作成されていること⁽³³⁾から、幕府から朝廷への八朔の馬進献は、京都所司代の恒常的な職掌の一つであったと考えられる。

では近例同様の取引計いとはどのようなものであったか、松平定敬と老中のやり取りから見ておこう。

〔史料4〕⁽³⁴⁾

覚

一 禁裏御所江為八朔之御祝儀御太刀御馬御進献之候

御使松平豊後守・本庄宮内少輔之内被 仰付候、右両

人江以奉書相達候間得其意可被申談候、

一 右 御使前々之通衣冠ニ而勤候様可被致候、則御目錄遣候間、御太刀鳥目例之通差上候様可被相心得候事、

一右御進献之御馬式疋遣候間、内壺疋者被差上、残壺疋者例之通可被申付候、近々爰許差立候事、
以上、

七月七日

連名

松平越中守殿

これによると、朝廷への八朔の太刀馬進献使については勤仕並寄合松平豊後守勝實⁽³⁵⁾か二条定番本庄宮内少輔道美⁽³⁶⁾のどちらかへ命じるので、話し合っておくこと、進献使は前例通り衣冠着用で勤めること、そして、進献馬については二疋を京都へ遣わすので、そのうちの二疋を朝廷へ進献し、残る一疋については具体的な対処は不明だが「例之通可被申付」とし、近々に江戸を出立する旨が老中から伝えられている。「前例」「例之通」といった文言からもこのような近例同様の取り計いが継続されてきたことがうかがえよう。この覚書に対して松平定敬は七月十五日付で右の三条について「何れ茂致承知候、此御答者追而可申達候」と、まずは承知の旨のみの返信をしている⁽³⁷⁾。
江戸では馬預ら厩方役人が、進献馬出立のために次のような準備を行っている。

〔史料5〕⁽³⁸⁾

①

一八朔 御進献御馬二附差登候御馬乗

御逢候日限伺書江御書取、

覚

明後幾日朝五半時逢可申事、

②

一同 御進献御馬被仰越、

諏訪部弥三郎江

禁裏被為八朔之御祝儀 御進献御馬

峯崎鶴毛

代り 藤山栗毛

右之通候間可被得其意候、

七月

③

一同 御証文御渡、

人足

宿次証文

御馬式正從江戸京都迄被差遣候間、御馬口取四人・手替式人、宰領断次第宿次無滞可出之、又從京都江戸迄人足五人無滞可出之者也、

辰七月 備前印

伝馬

宿次証文

馬式正從江戸京都迄上下可出之、是者彼地江御馬為牽諏訪部弥三郎支配長谷川鉄藏参候付、壹疋者鉄藏、壹疋者御馬飼壱人江相渡之者也、

辰七月 備前印

④

一同御馬乗江被下銀被仰渡、

諏訪部弥三郎江

諏訪部弥三郎支配

御馬乗

銀五枚

長谷川鉄藏

禁裏江為八朔之御祝儀 御進献之御馬為牽参候二付被下之、

朝廷への進献馬は先に見た通り二疋の馬が遣わされるが、②にあるように一疋（峯崎鶴毛馬）が進献用であり、もう一疋（藤山栗毛馬）は代わりとして準備されたものであることが分かる。進献馬と代り馬は二疋とも諏訪部氏の厩馬で、京都までの牽役となった配下の馬乗長谷川鉄藏は、老中らへ謁見しその任を拝命し①、江戸へ帰着後には銀五枚が下賜されている④。また諏訪部氏配下の馬飼も長谷川に同行し、京都と江戸の往復には伝馬人足の使用が許可された③。

このようにして江戸から京都へ進献馬は遣わされ、京都所司代の管掌のもと、衣冠着用が進献使によって朝廷へと献上されたのである。

ところで、当該期の京都は、嘉永六（一八五三）年のペリー来航から安政五（一八五八）年の日米修好通商条約に関わる一連の動きを経て、不穏な情勢にあった。しかし、朝廷において八朔の祝儀は田実の祝とともに変わることなく、明治三（一八七〇）年の八朔をもつて以降廃止^⑨されるまで執り行われたことが『明治天皇紀』^⑩の記述からみてとれる。ただし、將軍や天皇の死去などを理由として通常とは異なる場合があった。^⑪嘉永六年は徳川家慶が六月二十二日に死去したため八朔儀礼は行われず、進献品の太刀・馬が届けられたのみであった。また、慶応二（一八六六）年七月に徳川家茂が死去したが発表は八月八日であったため存命中とみなされたのだろう、八朔は変わらず行われている。同年十二月には孝明天皇が死去しているが、翌三年の八月朔日条には「將軍徳川慶喜、八朔の賀として、例の如く使を以て太刀一口・名馬一頭（割注）「大月青毛十歳九寸五分」を献ず、諒闇中なるを以て馬御覧の儀行はれず」とあり、服喪中であつたために、通常の八朔では太刀・馬進献とともに行われる天皇による進献馬の御覧がなかったものの、八朔儀礼は行われていたのである。

こうした中、時勢の影響を蒙つて八朔儀礼の延期を余儀なくされたのが元治元（一八六四）年である。八月一日の記事はなく、三日条に「闕下の擾乱以来、不時の移座を慮り、天皇及び親王の御輿を常御殿の縁座敷に備へしが、既に静穏に帰せるを以て之れを撤す」とある。七月に起きた禁門の変は、天皇・親王の動座をも見据えるほどであったが、八月三日には静穏に戻つたという。ただ、この間に八朔の祝儀が行えるはずもなく、同年九月二十九日に「闕下の擾乱に由り、八朔并田実の祝を稽延せしが、是の日、之れを追行す」として、二か月ほどの延期の後に執り行われた。この延期については幕府へも次のように伝えられている。

〔史料6〕⁽¹²⁾

(端裏書)

「八朔御太刀御馬献上御延引之儀ニ付申達候書付

八月四日到来

松平越中守

」

八朔御太刀御馬献上之儀御延引被 仰出候旨伝 奏衆被申聞候、依之中条左衛門督始夫々江相達置申候、此段申達候、以上、

七月廿七日

まず、八朔の延期については、既に七月廿七日以前には決定していたことがうかがえる。京都所司代の松平定敬へは伝奏衆によって伝えられ、定敬から進献使の中条左衛門督をはじめとした向々へ伝達したことが報告されている。

なお、朝廷に対する献上儀礼において、実際の馬が遣わされるのは八朔のみである。例えば慶応三年八月十二日条には「將軍徳川慶喜、前將軍徳川家茂に太政大臣正一位を追贈せられたる恩典を拝謝し、高家丹後守京極高福を遣はし、贈官御礼のため白銀二枚を、贈位御礼のため白銀二枚を献ず、乃ち清涼殿代に於て高福に謁を賜ふ、高福退出、更に参廂して謁を賜はり、太刀一口・馬代白銀十両を献ず」とある。この日家茂への官位追贈に対して行った献上品は白銀・太刀、そして馬代として白銀十両であり、実際の馬ではないことが分かる。八朔儀礼においてのみ、そして朝廷に対してのみ実際の馬を献上する理由は明確ではないが、関東入国の祝日という新たな歴史認識の定着のもと、幕府にとって重要化した八朔儀礼の一環に朝廷を組み込むことで、朝廷への権威付けが可能であったことが考えられる。それも

古格に従い実際の馬を進献することにより、朝廷の權威が伝統的なものであることが際立つ。伝統的な權威に裏付けられた徳川政權の正統性を強めるための儀礼であつたともいえる。一方で、天皇による進献馬の御覧が併せて行われることで、幕府の持つ武威・武力を示す儀礼ともなつたのではないだろうか。

三、朝廷における馬事儀礼の受容

すでに江戸城内においてさえ馬代へと形骸化した八朔における馬献上が、朝廷に対しては幕末・維新时期に至つても江戸から実際の馬を遣わし進献していた。では、当該期の朝廷において、こうした幕府の馬事儀礼はどのように受け止められてきたのだろうか。

文久三（一八六三）年七月三十日、建春門外において孝明天皇・親王（後の明治天皇）らによる初めての馬揃御覧がおこなわれた。⁽⁴³⁾この馬揃は会津藩によるもので、七月二十八日に行われる予定であつたが、雨天のため三十日に延期された。この日も雨天であつたため、当初は延期とされたが、未刻（午後一時頃）俄に仰せ出され、雨中での開催となつた。松平容保が率いる会津藩士はみな甲冑を着用し、その調練の様は大変勇壮であつたというが、この時、会津藩士らは延引の仰せをうけて既に陣所へ帰途についていた。慌てて使いを出し人数を増員して繰り出したという。建春門外には御覧所として赤白の幔幕を張つた二階建ての棧敷が設えられ、御前警護には鳥取藩・岡山藩・米沢藩の藩士ら数百人があつた。調練は一番手が済んだのちに、二番手が取りかからんとする際に徐々に雨が強くなり、戌刻（午後七時頃）に終了した。八月二日には会津藩へ伝奏より達しがあり、錦陣羽織地二巻と白銀二百枚が下賜されている。また八月五日には同じく建春門外で会津・鳥取・徳島・米沢・岡山五藩の馬揃御覧が大規模に行われた。

この時、米沢藩は西洋式銃隊の操練を行っている。

かかる武家儀礼ともいう馬揃をなぜ天皇らが行うことになったのか。次の史料から見よう。

〔史料7〕⁽⁴⁾

(七月)三十日 是の月十九日、関白鷹司輔熙、攘夷親征に関する意見を在京各藩主に徴するや、鳥取藩主相模守池田慶徳曰く、親征も亦可ならん、然れども、至尊を始め公卿にして苟くも兵を知られざれば、何を以てかく其の目的を達することを得んや、会津藩主肥後守松平容保、今京都守護職の任に在り、諸藩主亦兵を擁して京都に在り、宜しく是れ等に命じて練兵せしめ、眼、戎旅に熟し、耳、砲声に慣れ、而して後初めて親征の事を議すべきなりと、乃ち容保に勅して練兵を建春門外に行はしめらる、称して馬揃と曰ふ、是の日、会々雨降る、天皇、建春門北穴門御覽所に臨御、之れを覽たまふ、親王、准后と俱に陪覧あらせらる、女官・公卿・諸藩主亦陪覧する者多し、親兵及び諸藩兵戎装して警衛す、容保、親ら手兵三千余人を率めて建春門外に至り、申の刻練兵を開始す、隊長以下悉く冑を被り、甲を撰き、銃・槍・弓等各々隊を分ち、螺を吹き、鉦鼓を鳴らし、刀槍を揮ひ、銃弓を放ち、時に喊声を揚ぐ、既にして日晡し、雨尚歇まざるを以て之れを止む、八月五日、復建春門外に於て会津・鳥取・徳島・米沢・岡山五藩の練兵を覽たまふ、親王陪覧、前に同じ、同日、米沢藩兵専ら西洋式銃隊の操練を演ず、砲声天に轟き、硝烟空を蔽ひ、陪観の兒女驚愕色を失ふ、親王、神色変せず、終始泰然たり、天皇の親しく軍事を覽たまふは近世絶えて無き所、況んや親王幼冲にして之れに陪せらる、が如きは未だ曾て有らざる所なり、当時廷臣中説を為す者あり、縦令練兵たりとも、九門内を馳駆するは啻に旧慣を破るのみならず、内侍所の附近に於て兵器を弄するが如きは神威を冒瀆するものなりと、当時の情勢想ふべきなり、

事の発端は七月十九日、関白鷹司輔熙が攘夷親征に関する意見を在京藩主に求めたことである。これに対して鳥取藩主池田慶徳は天皇以下公卿らが兵に慣れることが肝要であるとして、会津藩をはじめとした諸藩の練兵を勧めたのである。この意見をいれ、七月三十日と八月五日孝明天皇は「近年絶えて無き」馬揃御覧を行ったのであった。公家のなかにはたとえ練兵といっても朝廷内に入るのは旧慣を破るものであり、また、内侍所近くで銃・槍・弓・西洋式銃といった兵器の使用は天皇を冒瀆するものだ、といった意見もあったようである。しかし天皇が「親しく軍事を覧、年少の親王が「神色変せず、終始泰然」としている姿を多くの公家が目にする事になった馬揃御覧は、旧慣を破ることで新たな天皇像を演出する儀礼であったことがうかがえる。近世朝幕関係の基本をゆるがす「天皇親征」すなわち天皇の軍事権掌握という構想は、文久政変（八月十八日の政変）により打ち砕かれたのである。⁽⁴⁶⁾

こうした演出は慶応四（一八六八）年二月に出された大久保利通の「宮中改革」建議にも見ることができ⁽⁴⁷⁾。

〔史料8〕⁽⁴⁸⁾

一表之御坐被設、巳刻ヨリ申刻迄出御、万機ヲ被聞食候事。

但、表之御坐江女房出入厳禁セラレ候事。

一巳刻出御、毎日総裁以下議定参与御目見被仰付候事。

但、御例刻内トイヘトモ、依思食御引入之事もアルヘシ。

一侍読ヲ被置候事。

但、名卿賢侯之内宇内之形勢ニも通達之御方御撰用、出御中ハ勿論、常ニ御左右咫尺ニ而御徳器御涵養、時務御豁開被遊候様可勉勵。

一 御馬術之事。

一 訓練觀覽之事。

一 制度規則大ニ名実ヲ被正候事。

但、八局分課之次第、或ハ官武無差別之実相行ハレ候事。

右行幸ヲ一機会トシテ、断然御施行被為在候様奉願候事。

大久保は、これまで宮中深く、限られた者にしか会わずにいた天皇に、表之御坐を設え、毎日の謁見を行うなど表へ出る機会を設けるよう勧めた。また文久三年時の馬揃のような訓練の觀覽のみならず、天皇自らに馬術の習得を求めている。この建議は入れられて、同年五月十三日付の三条実美宛ての岩倉具視書翰には「(前略) 此に一感戴恐悅仕候義は、聖上去月廿四日より日々御學問所出御、終日御勤學御乘馬并に内番衆日々御前に被召御會読、御席書少も御閑暇無之御勉勵、実以恐悅之御儀、有様は案外之御開けに相成私共に於而も驚人候程之御義に御座候(後略)」とあり、天皇が終日勉學とともに乗馬に励んでいる様子が記されている。同年三月、時期を同じくして堂上・非藏人・官人らの恒常的な乗馬稽古が御厩馬場で行われるようになった⁽³⁰⁾。九月に至り堂上と地下の稽古日が改定⁽³¹⁾されていることから、一定数の参加があったと考えられる。

幕末・維新期の朝廷においては、天皇の武家儀礼御覽や天皇・公家らの乗馬訓練が行われ、武家同様の姿が求められたことが分かる。これは何故だろうか。当該期は戦時であるから、次代の為政者たる天皇には戦での勝利が前提となった。また近侍して支えるべき公家も同様の技能習得が必要となったのである。ゆえに朝廷は武家儀礼と技能を受容し、自らの武力を顕示することで、武家政権の將軍家が持つべき為政者たり得る要件を満たすよう求められたと

いえよう。そして馬はこの段階で再び武威の象徴となったのである。

おわりに

本稿では幕末維新时期の馬事儀礼、中でも実際の馬が登場する儀礼に注目した。まず江戸城厩の設えと繋養馬の詳細について明らかにしたうえで、儀礼を支える厩方役人の動向から幕府―幕臣間での献上・下賜儀礼の具体相を見た。次いで幕府―朝廷間で行われた八朔儀礼を取り上げ、馬進献の手順とその意義を考え、また朝廷内で新たに執り行われた馬揃御覧や天皇・公家の乗馬訓練といった武家文化の受容から、当該期に求められた為政者の姿について考察した。馬は近世武家政権の「武威」の象徴であり、八朔における朝廷への馬進献は幕府が武威により平和を維持していることを報告する儀礼であった。しかし幕末・維新时期においては天皇による軍事権掌握を企図する中で、その象徴としても利用されることとなった。つまり近世の馬とは、権力者のもとにおいては「武」を象徴するものとして認識されていた、といえる。これが近代に至っていかに変容していくかについては今後の課題としたい。

註

(1) 久留島浩「牧士」『シリーズ近世の身分的周縁』支配を支える人々(吉川弘文館、二〇〇〇)、兼平賢治『馬と人の江戸時代』(吉川弘文館 二〇一五) ほか。

(2) 高柳真三・石井良助編『寛保御触書集成』(岩波書店 一九三五)、天和令以前には一条目におかれるが、以

後は「一文武忠孝を励し、可正礼儀事、」と変化する。

- (3) 深井雅海『徳川将軍政治権力の研究』（吉川弘文館 一九九一）、大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』（吉川弘文館 一九九九）ほか。

- (4) 兼平註1に同じ。

- (5) 房総の牧場に関しては荒居英次「近世における幕府牧の経営」（『日本歴史』202 一九六五）、大谷貞夫『江戸幕府の直営牧』（岩田書院 二〇〇九）、拙稿「房総の牧場と村々」（『千葉県歴史 通史編近世Ⅰ』千葉県 二〇〇七）ほか。愛鷹牧については内海秀夫編『愛鷹山組合沿革史』（愛鷹山組合役場 一九二九）、岩根雄治郎「江戸幕府による愛鷹牧の成立」（『国史学』94（一九七四）、沼津市明治史料館『企画展解説書 愛鷹牧』（一九九一）ほか。

- (6) 塚本学『江戸時代人と動物』（日本エディタースクール出版部 一九九五）、兼平註1に同じ。

- (7) 国立公文書館内閣文庫所蔵の安政四年『御馬掛書拔』（二二〇—〇三二）によれば、毎年献上を行うのは松平陸奥守・佐竹右京大夫・南部信濃守の三名であった。このほか三年目献上に五名、五年目献上に尾張中納言・紀伊中納言他一四名であった（後述の内容¹⁴）。

- (8) 国立公文書館内閣文庫 二二〇—〇三四四。拝領馬に関する記述・馬預氏名・「騎兵方」等から作成年代推定。

- (9) 註7に同じ。

- (10) 『古事類苑』官位部三による。本稿では馬に関わる役職の総称を、『古事類苑』に倣い厩方役人とする。

- (11) 当初の名称は御馬別当。

- (12) 国立公文書館所蔵多聞櫓文書 多〇一二五三四「御馬共預誓詞」。以降翻刻では一文字あけは闕字を、二文字

あけは平出を示すこととする。

(13) この年二月二〇日に元治へ改元。

(14) 『大日本近世史料 柳営補任』（東京大学史料編纂所・財団法人東京大学出版会、一九九七年覆刻）。

(15) 註14に同じ。

(16) 『太政類典』第二編第二十二卷、明治六年六月一五日「西丸下旧御厩宮内省へ交付」（国立公文書館太
〇〇二四四一〇〇）。

(17) 『御馬帳』は馬一疋ごとの短冊と厩ごとの合計数を記した短冊からなっており、現在に至るまでに欠落したものがあるとみられる。

(18) 幕府の牧場からの上げ馬は、献上馬・買入馬と比して三寸ほど背丈が低く、人手をかけず生育させるため気性が荒かった。

(19) 表紙には安政四年の表記があるが、内容には以降の日付のものも含まれており、必要に応じて書き継いだものと考えられる。

(20) 騎射などのために小笠原氏や奥向へ預けた馬の引替時の書式を書き留めたもの。

(21) 記述順に付番したが、前に同様な記述がある場合には省略した。

(22) 註7参照。

(23) 幕府御用馬の買入については兼平賢治「東北の馬にみる江戸幕府御用馬購入策の変遷」『日本歴史』七一一
(二〇〇七)・同註1に詳しい。

(24) 馬喰頭への下賜については例年通りとして、内容・月日とも具体的な記述はない。

(25) 家老の成瀬氏には一疋の下賜。またこれら下賜馬には代わりも必要であったため、合計七疋が尾張家のために用意された。

(26) 具体的には次のような記述である。

「御暇ニ付被下御馬

戊年南部信濃守献上

相坂青 歳古 四寸五分

松平肥後守」

(27) 大友一雄「近世の武家儀礼と江戸・江戸城」『日本史研究』463(二〇〇一)、同「近世武家の年中儀礼と言説」

(小島道裕編『武士と騎士』思文閣出版 二〇一〇)。

(28) 深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜』(東洋書林 二〇〇一)。

(29) 国立公文書館所蔵多聞櫓文書 多四三二四七「上使参内并八朔御太刀御馬御進献之節之儀者可任近例事ほか被仰出候条々覚」。

(30) 稲葉長門守正邦(山城淀一〇万二〇〇〇石)、註14に同じ。

(31) 有馬遠江守道純(越前丸岡・五万石)、牧野備前守忠恭(越後長岡七万四〇〇〇石)、井上河内守正直(遠江浜松・六万石)、板倉周防守勝静(備前松山・五万石)、水野和泉守忠精(出羽山形・五万石)、酒井雅楽頭忠績(播磨姫路・十五万石)、註14に同じ。

(32) 松平越中守定敬(伊勢桑名・一一万石)、註14に同じ。

(33) 国立公文書館多聞櫓文書 多〇四三二五三上使参内并八朔御太刀御馬御進献之節之儀者可任近例事ほか被仰出候条々覚」。

(34) 国立公文書館多聞櫓文書 多二五八五五「禁裏御所江為八朔之御祝儀御太刀御馬御進献ニ付覚」。端裏書に「留濟 鉄五郎」とある。

(35) 松平豊後守勝實（旗本・三〇〇〇石）、註14に同じ。

(36) 本庄宮内少輔道美（美濃高富・一万石）、註14に同じ。

(37) 国立公文書館多聞櫓文書 多三三九六一「禁裏江為八朔御祝儀御太刀御馬御進献ニ付御覚書御答ハ追而申達候段書付」、この返信が江戸に届いたのは七月廿四日であった。

(38) 註7『御馬掛書拔』のうち内容⑨部分。

(39) 『明治天皇紀』第一卷（宮内庁 吉川弘文館 一八六八）明治三年七月二十八日条に「從來八朔に当り、親王・摂家物を献じ、諸臣太刀等を献じて之れを賀せしが、自今之れを停む、○法令全書」、明治四年七月十日条に「華族の元服・家督相続等に際し、或は僧侶の任官・住職繼承等に方り、各自朝廷に物を献るの例なりしが、自今之れを停止せしむ、華族の八朔太刀献上亦同じ、○太政官日誌、公文録、例規録、雜事録、法令全書」とある。

(40) 註39に同じ、以降朝廷での八朔の記述はこれによる。

(41) 安政四（一八五七）年の八朔は一日が日食にあたっていたため、翌日に延期して執り行われている。

(42) 国立公文書館多聞櫓文書 多一五五六九「八朔御太刀御馬献上御延引之儀ニ付申達候書付」。

(43) 以下記述は『宮内庁蔵版 孝明天皇紀』（平安神宮 一八六八）・註39より。

(44) 註39に同じ。

(45) 『明治天皇紀』は後世の編纂であるため、天皇顕彰の記述を差し引いたとしても、この時天皇とともに大勢の前に立つことは意義深い。

- (46) 家近芳樹『幕末の朝廷』（中央公論新社 二〇〇七）。
- (47) 大庭邦彦の指摘による。
- (48) 『大久保利通文書』二（日本史籍協会編 東京大学出版会 一九八三覆刻再刊）。
- (49) 『岩倉具視関係文書』三（日本史籍協会編 東京大学出版会 一九八三覆刻再刊）。
- (50) 『太政類典草稿』第一編・慶応三年～明治四年・第五十六卷四十一。
- (51) 『太政類典』第一編・慶応三年～明治四年・第四十八卷 宮内・内廷四十。
- (52) 拙稿「小金牧における將軍鹿狩と周辺村落——举行意図とその舞台——」『鎌ヶ谷市史研究』第26号（二〇一三）。